

## 「ぴったりアプリパック」キャンペーン特約

### (本特約の適用)

第1条 UQコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、この「ぴったりアプリパック」キャンペーン特約(以下「本特約」といいます。)において、ソースネクスト株式会社が提供する「ぴったりアプリパック」(以下「本サービス」といいます。)を利用することができる権利(以下「本権利」といいます。)のUQ mobile 契約者への付与に関する条件を定めま  
す。当社は、UQ mobile 契約者が本サービスを利用した時点で、本特約の全ての内容に同意したものとみなします。

### (用語の定義)

第2条 本特約で使用する用語の意味は、本特約に別段の定めがない限り、当社のUQ mobile 通信サービス契約約款で定義する用語の意味に従うものとします。

### (本特約の変更)

第3条 当社は、UQ mobile 契約者の承諾を得ることなく本特約(本特約に付随して当社が別に定める事項を含みます。以下同じとします。)を変更することができます。この場合の提供条件は、変更後の本特約によります。

2 変更後の本特約は、当社が別に定める場合を除き、当社の指定するウェブページに掲載した時点から効力を生じるものとします。

### (本権利の付与)

第4条 当社は、当社が別に定める期日までに申し込まれたUQ mobile 契約のうち、下表のいずれかの料金種別(以下「対象料金プラン」といいます。)が適用されている契約について、そのUQ mobile 契約者に本権利を無償で付与します。

対象料金プラン
ぴったりプランS、ぴったりプランS自動更新なし、ぴったりプランS(V)、ぴったりプランS(V)自動更新なし、ぴったりプランM、ぴったりプランM自動更新なし、ぴったりプランM(V)、ぴったりプランM(V)自動更新なし、ぴったりプランL、ぴったりプランL自動更新なし、ぴったりプランL(V)、ぴったりプランL(V)自動更新なし、おしゃべりプランS、おしゃべりプランS(V)、おしゃべりプランM、おしゃべりプランM(V)、おしゃべりプランL又はおしゃべりプランL(V)

2 前項の規定にかかわらず、当社は、そのUQ mobile 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本権利の付与を拒否することができるものとします。

- (1) 本特約に違反したことがあるとき。
- (2) ソースネクスト株式会社が本サービスの提供を拒否するとき。
- (3) 当社のUQ mobile 通信サービス契約約款の規定に基づきUQ mobile 通信サービスの提供が停止されているとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

### (本サービスの利用)

第5条 UQ mobile 契約者は、ソースネクスト株式会社が定める「アプリ超ホーダイご利用規約 (<http://www.sourcenext.com/permission/31/>)」に同意のうえで本サービスを利用させていただきます。

(本サービスの変更等)

第6条 当社及びソースネクスト株式会社は、UQ mobile 契約者の同意を得ることなく本サービスの全部又は一部を変更、停止又は終了することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により本サービスの全部を終了する場合は、その1ヵ月前までに当社の指定するウェブページに掲載する方法により UQ mobile 契約者へその旨を周知するものとします。

(本権利の停止等)

第7条 当社は、UQ mobile 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その UQ mobile 契約者に対し何ら催告等を行うことなく、本権利の全部又は一部を停止又は失効させることができるものとします。

(1) 本特約に違反したと当社が判断したとき。

(2) 「アプリ超ホーダイご利用規約 (<http://www.sourcenext.com/permission/31/>)」に違反したとソースネクスト株式会社が判断したとき。

(3) 当社の UQ mobile 通信サービス契約約款の規定に基づき UQ mobile 通信サービスの提供が停止されたとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 前項の規定によるほか、UQ mobile 契約が次の各号のいずれかに該当した場合には、本権利は当然に失効するものとします。

(1) 契約の解除があったとき。

(2) 対象料金プラン以外の料金種別への変更があったとき。

(3) 前条の規定により本サービスが終了したとき。

(免責)

第8条 当社は、本権利の付与、停止又は失効等により UQ mobile 契約者が被った損害について、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 UQ mobile 契約者は、本特約に基づく権利及び義務を、第三者に譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

(合意管轄裁判所)

第10条 本特約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第11条 本特約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

本特約は、平成 28 年 2 月 19 日から実施します。

附 則（16-UM-営推 005 号）

本改正規定は、平成 28 年 10 月 25 日から実施します。

附 則（17-UM-営推 002 号）

本改正規定は、平成 29 年 2 月 22 日から実施します。